

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成29年6月21日現在

福島県		出荷制限	摂取制限	
野菜類	原乳	1市5町2村※1	—	
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	—	—	
	結球性葉菜類 (キャベツ)	1市4町2村※2	1市4町2村※3	
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	—	—	
	カブ	—	—	
	原産シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
	原産シタケ(施設栽培)	川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シタケ(施設栽培)を除く。)	—	
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、失祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 棚倉町	
	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—	
	ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)	—	
	ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村	—	
	クサソテツ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—	
	クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町	—	
	コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、失祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—	
	コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町	—	
	ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—	
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—	
	ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—	
	タラシ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—	
フキ	葛尾村	—		
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村	—		
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—		
ワラビ	伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村	—		
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、広野町	—		
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇枯木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇師爺岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)	—		
ズズ	福島市、南相馬市	—		
クリ	伊達市、南相馬市	—		
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇枯木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇師爺岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)	—		
穀類	米(平成23年度)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧辻沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—	
	米(平成24年度)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—	
	米(平成25年度)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—	
	米(平成26年度)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—	
	米(平成27年度)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—	
	米(平成28年度)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—	
	米(平成29年度)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。))を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)	
	ウグイ	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)	—	
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—	
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—	
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)	—	
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大田ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)	—	
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大田ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)	—	
	水産物10種※9	最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線に囲まれた海域	—	
	肉	牛肉※10	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
		イノシシの肉	全域	6市10町4村※11
カルガモの肉		全域	—	
キジの肉		全域	—	
クマの肉		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、失祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝坂村	—	
ノウサギの肉		全域	—	
ヤマドリ肉	全域	—		

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村

※2 相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年7月1日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

※3 福島県黒川町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡路町、船引町、中山小塚及び宇下高沢、常葉町、常葉山根並びに市内国府森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、254林班から270林班まで、283林班から3004林班まで及び3011林班から3033林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小高、飯沼(宇津字)の区域に限る。)、高瀬(宇玉山、宇津川及び宇津師爺の区域に限る。)、伊達市(旧磐梯町(高野町)の下、松尾川、川向及び飯沼(下)、及び月館町(飯沼)北、東、西及び新地町の区域に限る。)、旧掛田町(飯沼山)の区域に限る。)、旧辻沢村(飯沼山)の区域に限る。)、久保町、田中町、飯沼山、菅野、酒原町、栗原町、西郷町及び東郷町)、旧石井、新田、楳枝坂、砂子及び楳枝坂)、旧金山町(浪江)の区域に限る。)、旧富成村(浪江)の区域に限る。)、旧富成村、旧小国村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧白岩村(白沢)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧合合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小高村の区域に限る。)、旧山田町(旧山田)の区域に限る。)、いわき市(旧山田町の区域に限る。)、川俣町(旧飯館村の区域に限る。)、三春町(旧五平村の区域に限る。)

※4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧田代町の区域に限る。)、須賀川市(旧玉野村の区域に限る。)、相馬市(旧福島市の区域に限る。)、二本松市(旧川村の区域に限る。)、田村市(郡路町、船引町、中山小塚、船引町、中山下高沢、常葉町、常葉山根並びに市内国府森林管理署251林班の一部、252林班、253林班から270林班まで、283林班から3004林班まで及び3011林班から3033林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小高、飯沼(宇津字)の区域に限る。)、高瀬(宇玉山、宇津川及び宇津師爺の区域に限る。)、伊達市(旧磐梯町(高野町)の下、松尾川、川向及び飯沼(下)、及び月館町(飯沼)北、東、西及び新地町の区域に限る。)、旧掛田町(飯沼山)の区域に限る。)、旧辻沢村(飯沼山)の区域に限る。)、久保町、田中町、飯沼山、菅野、酒原町、栗原町、西郷町及び東郷町)、旧石井、新田、楳枝坂、砂子及び楳枝坂)、旧金山町(浪江)の区域に限る。)、旧富成村(浪江)の区域に限る。)、旧富成村、旧小国村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧白岩村(白沢)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧合合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小高村の区域に限る。)、旧山田町(旧山田)の区域に限る。)、いわき市(旧山田町の区域に限る。)、川俣町(旧飯館村の区域に限る。)、三春町(旧五平村の区域に限る。)

※5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町、富岡町(平成25年2月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※8 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※9 ①ウナギ、②カワガ、③キス、④サケ、⑤クワガ、⑥サワガ、⑦シロガ、⑧ヌズキ、⑨マコガ、⑩ムツゴイ、⑪ボソガ

※10 当該種において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものによる)及び高場への出荷を差控えるよう要請

※11 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成29年6月21日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市	
クワ	那須町	
肉	牛肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)&及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉県、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成29年6月21日現在

栃木県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流直下から下流の部分に限る。) H24.8.10～H25.3.26解除：水野川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.30～H27.6.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.8.30～H25.1.23解除：大平川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)	
	イシノシの肉 シカの肉	H24.8.30～H25.1.23解除：荒井川(支流を含む。) H24.8.30～H25.1.23解除：武志川(支流を含む。) H24.8.30～H25.1.23解除：及び栃木県内の那珂川のうち荒井川との合流直下の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)	
肉	牛肉	H24.8.28～H25.8.25解除：鹿嶋(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	イシノシの肉	H24.8.12～H25.1.23解除：鹿嶋(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシノシの肉を除く。)	
	シカの肉	H24.8.12～H25.1.23解除：鹿嶋	
その他	茶	H23.8.10～H24.4.16解除：栃木市 H23.8.2～H25.3.29解除：八景市 H23.8.2～H25.5.31解除：鹿沼市	
	群馬県		
	出荷制限		
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全県	
	カキ	H23.3.21～4.8解除：全県	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.28～：桐原町、真狩野町、藤原村 H24.10.10～：高山村 H24.10.18～：栗中野 H24.8.28～：奥野原町 H24.5.11～：大井町	
		H24.4.27～：菅沼川のうち福島県から群馬電力株式会社後久野所菅沼川取水施設までの区間(支流を含む。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：海堀川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8～：菅沼川のうち福島県から群馬電力株式会社後久野所菅沼川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.8.8～H24.11.9解除：高川のうち川田橋の上流(支流を含む。)	
	(H24.8.8～H25.8.25解除) 海堀川(支流を含む。)		
肉	イシノシの肉	H24.10.10～：鹿嶋	
	クマの肉	H24.8.10～：鹿嶋	
	シカの肉	H24.11.14～：全県	
その他	ヤマメの肉	H24.8.12～：鹿嶋	
	茶	H23.8.20～H25.8.29解除：桐生市 H23.8.20～H25.4.16解除：渋川市	
埼玉県		出荷制限	
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.14～：磯原町、菅沼町 H24.10.29～：上巻が丘町 H24.11.8～：鳩山町	
	千葉県		
	出荷制限		
	水産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：船橋市、香取市、多古町
エンゴシ、ナンゴシ、ササユシ		H23.4.4～4.22解除：船橋市	
ハセリ		H23.4.4～4.22解除：船橋市	
セルリー		H23.4.4～4.22解除：船橋市	
タケノコ		H24.4.5～H25.10.23解除：市原市、美里津市 H24.4.5～H25.11.4解除：安房町 H24.4.8～H25.9.21解除：銚子市 H24.4.11～H27.1.22解除：船橋市、白井市	
		H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市	
		H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市	
		H24.4.18～H25.10.23解除：志山町	
原木シイタケ(露地栽培)		H24.8.11～：鴨子野 H24.10.21～H25.10.14解除：鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.8.11～：高山町 H24.12.22～H25.10.14解除：鹿沼市 H24.8.29～H25.1.26解除：印旛町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.10.10～：白井町	
		H24.4.18～：八千代町 H24.8.18～H25.1.18解除：山成町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.10.14解除：鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.18～H25.1.18解除：千歳町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
		H24.8.18～H25.1.18解除：山成町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.10.14解除：鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.10.14解除：鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
		H24.8.18～H25.1.18解除：山成町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.10.14解除：鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
		H24.8.18～H25.1.18解除：山成町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.10.14解除：鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
		H24.8.18～H25.1.18解除：山成町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.10.14解除：鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
水産物	ゴンゾ	H24.7.18～：千原堤及び千原堤に流入する荒川(支流を含む。)、千原川(支流を含む。)	
	コイ	H24.7.18～：千原堤及び千原堤に流入する荒川(支流を含む。)、千原川(支流を含む。)	
ウナギ	H24.11.12～：千葉県内の利根川のうち鶴久間川の下流(支流を含む。ただし、初瀬水源地及び印旛水門の上流、養魚用水池一帯水源地の下流、八景川、舟形川並びに本宿川を除く。)		
肉	イシノシの肉	H24.11.8～H25.1.18解除：鹿嶋(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシノシの肉を除く。)	
	茶	H23.8.2～9.7解除：大網白根市 H23.7.4～H25.2.1解除：鹿沼市 H23.8.2～H25.5.26解除：八景市 H23.8.2～H25.2.8解除：野田市、富里市、山成町 H23.8.2～H25.5.13解除：成田市	
		神奈川県	
出荷制限			
その他	茶	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：甲斐町 H23.8.27～11.10解除：八景市 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町	
	新潟県		
	出荷制限		
	水産物	コンブアラ(野生のものに限る。)	H25.8.8～：魚沼市、増穂町
		クマの肉	H24.11.8～：全県(養殖場及び県立養殖場を除く。)
	山梨県		出荷制限
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士宮町、富士河口内町、穂積村	
長野県		出荷制限	
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：鹿が沢町、御代田町 H24.10.17～：小瀬町、高坂町(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20解除：小海町、南牧村(マツタケに限る。) H24.10.11～：松久町(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：佐久市(マツタケに限る。) H24.10.17～：小瀬町(マツタケを除く。)	
	コンブアラ	H25.10.1～H27.11.20解除：小海町(マツタケに限る。) H25.10.21～：松久町(マツタケを除く。)	
		H25.10.21～H27.11.20解除：佐久穂町(マツタケに限る。)	
	山梨県	H24.8.21～：高瀬町、藤井野町 H24.8.28～：中瀬町、穂積町 H27.8.28～：木島平村	
静岡県			
出荷制限			
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～：岡原町、小山市 H25.10.3～：富士宮市、富士市 H24.10.7～：岡原町	

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成29年6月21日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榎枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
原木シイタケ(露地)	H23.4.13～： 飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.0～： 棚倉町(※首根菌に属する野生キノコに限る)
	H23.9.15～： いわき市、榎倉町
	H23.9.20～： 南相馬市
水産物	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域
イカナゴの稚魚	H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)
ヤマメ(養殖を除く。)	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
肉	H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象